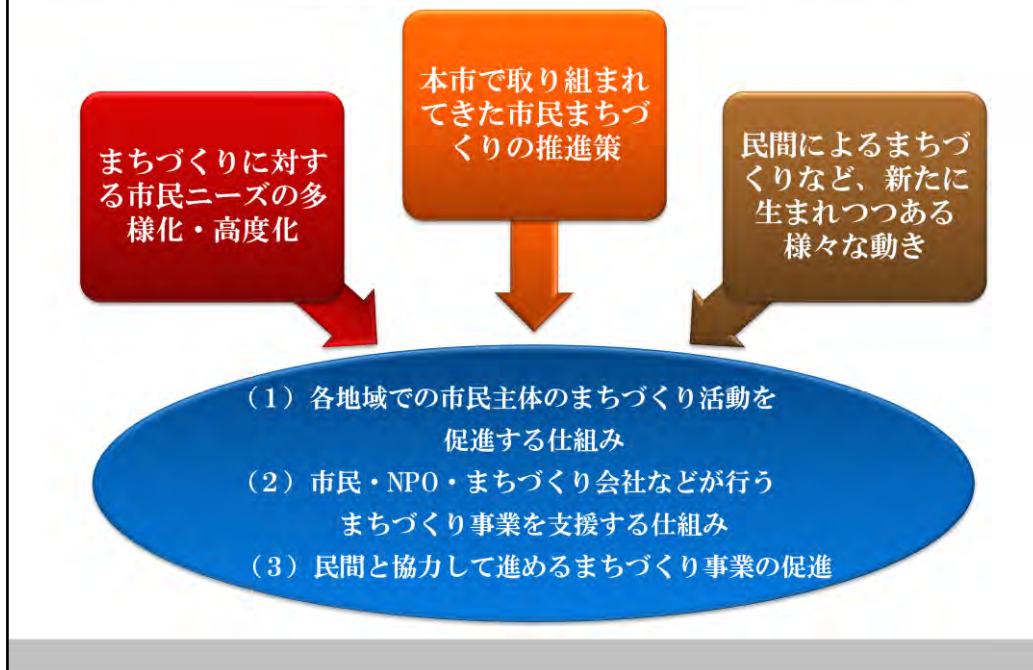


第3章. 市民・民間による まちづくりを進め・支える

では、「第3章 市民・民間によるまちづくりを進め・支える」について説明いたします。

■茨木市における市民・民間によるまちづくりの考え方



はじめに本市における、市民・民間によるまちづくりの状況について確認しますと、市としましては、市民の方々がまちづくりへの関心を高め、まちづくりの仲間を見つけるための場として「まちづくり塾」「まちづくり寺子屋」といった取組を進めてきておりましたが、今年度からは「まちづくり大学」として再編され継続的に実施していることとあります。

公共施設の管理運営という面に目を向けますと、指定管理者制度を導入し、地域住民組織によるコミュニティセンターの運営が進んでおります。

また、福祉施設、文化施設、スポーツ施設、駐車場などにつきましても、民間事業者のノウハウを活かして市民サービスの向上と効率的な運営に努めております。

民間事業者等と協力して進めている取組としては、立命館大学の開学に伴う岩倉公園、市民開放施設の整備、(仮称)JR総持寺駅及び周辺整備における民間事業者との協力などがあげられます。

このように、まちづくりに対する市民ニーズが多様化、高度化してきている中で、本マスタープランに基づき、まちづくりを推進するには、このような本市での取組や市民による活動、民間によるまちづくりなど新たに生まれつつある様々な動きを的確に捉え、まちづくりに関わる様々な主体の能力や役割を活かしていくことが必要です。

そこで、本章では、都市づくりプランを推進するために必要な、市民・民間によるまちづくりを進め、支えていくために必要な仕組みについて、この3つの項目について、その方向性を示すことといたします。

- (1) 各地域での市民主体のまちづくり活動を促進する仕組み
- (2) 市民・NPO・まちづくり会社などが行うまちづくり事業を支援する仕組み
- (3) 民間と協力して進めるまちづくり事業の促進

(1)各地域での市民主体のまちづくり活動を促進する仕組み

○まちづくりについて考えるための情報の提供



○市民が参加する多様な機会を提供



○地区計画などを活用した住民によるルール作りの支援

○まちづくりを行う人づくりとつながりづくり



○住民等の取組みによる地域の美化・環境保全活動の推進



それではまず、「(1)各地域での市民主体のまちづくり活動を促進する仕組み」についてご説明いたします。

まちづくりについて考えるための情報提供につきましては、市民の皆さんが聞きたい・知りたい内容を出向してお話する「出前講座」を引き続き行っていきます。

また、現行の都市計画マスタープランで作成いたしました、「まちづくり役立ち帳」につきましても、時代の変化に合わせて内容の更新を行います。

市民が参加する多様な機会を提供し、まちづくりへの関心を高め、また、まちづくりの仲間を見つけるために、参加型の市民講座「まちづくり大学」を行っていきます。

また、様々な場面でまちづくり活動やコミュニティ活動に取り組んでいる市民が、対等な立場でまちづくりについて話し合い、課題の共有や情報交換、交流の促進を図る場が必要です。市は、このような「交流の場」の活動を支援していきます。

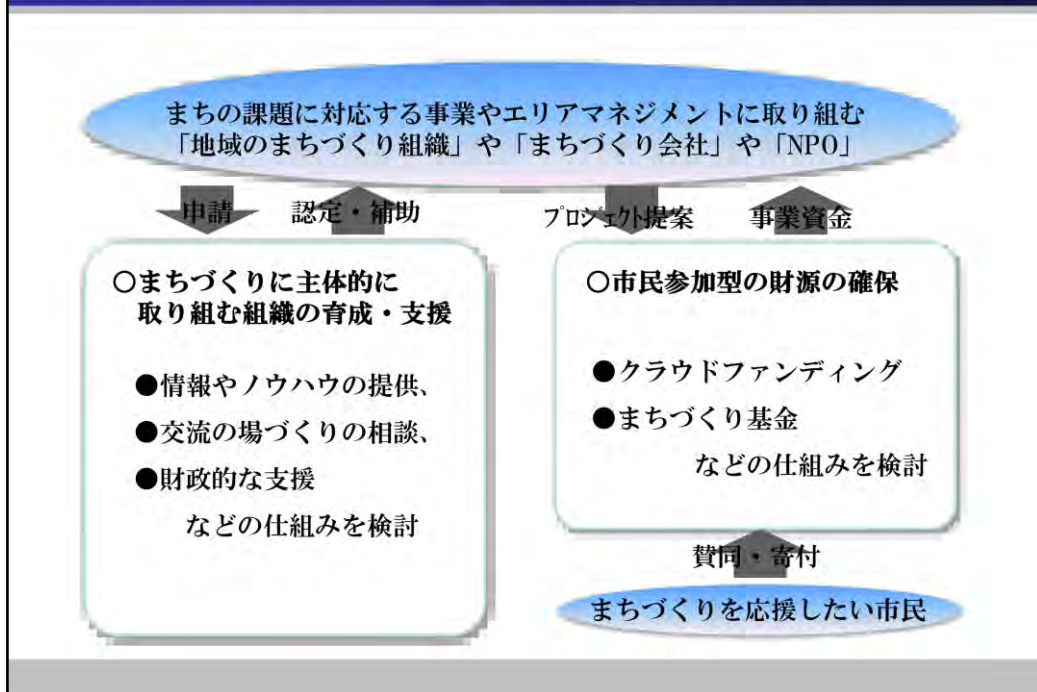
住民自らが居住するまちの環境を向上させる美化活動・環境保全活動は地域への愛着を高めることにもつながるため、大阪府と連携しアドプト制度により一層の推進を図ります。

地区住民の方々が自主的に、地区のまちづくりの目標や将来像を話し合い、具体的なルールづくりを定めていくことに取り組んでいくことは、地区のまちづくりを進めていくためには大変有効であると考えております。

しかし、地区計画や建築協定等により定めたルールについては、法律として規制がかかるために、策定の際には地域で十分な合意形成が必要です。

そのために、市は、地区の状況に応じた、様々なルールづくりに対する住民等の取組に対して、勉強会の開催やまちづくりの専門家を派遣する「まちづくりアドバイザー派遣制度」による地区住民の合意形成などについて支援していきます。

(2) 市民・NPO・まちづくり会社などが行うまちづくり事業を支援する仕組み



次に、「(2) 市民・NPO・まちづくり会社などが行うまちづくり事業を支援する仕組み」についてご説明いたします。

まちな課題に対応する事業やエリアマネジメントに取り組む、「地域のまちづくり組織」や「まちづくり会社」や「NPO」を育成するために、情報やノウハウの提供、交流の場づくりの相談、財政的な支援などの仕組みを検討いたします。

また、これらの組織等がまちづくり事業を行う場合の、事業資金確保の問題に対して、現状では、提案公募型公益活動支援事業などの補助金制度を実施していますが、今後はより広く資金を集める仕組みとして、クラウドファンディングやまちづくり活動を推進するための基金の設立・運用などについても研究していく必要があると考えています。

これは、まちづくりを応援したい市民一人ひとりが参加できる仕組みになると考えております。

(3)民間と協力して進めるまちづくり事業の促進

全国的な動向

都市再生特別措置法が改正（民間まちづくりの支援・道路占用の特別措置など）

民間の資金やノウハウを活かして公共事業を推進する手法（PFI）

地権者から徴収した負担金を地域の活性化に充てる制度（BID）
※大阪市で導入予定

茨木市での動向

事業者等との協力による整備が進むまちづくり

立命館大学大阪いばらきキャンパス（仮称）JR総持寺駅及び周辺の整備



茨木市においても、民間による公共空間の積極的な活用や施設整備・管理運営など、民間主導のまちづくりを促進するために、既存制度の積極的な活用を進めると共に、新たな制度の構築などを検討します。

最後に、「(3)民間と協力して進めるまちづくり事業の促進」についてご説明いたします。

全国的な動向として、「都市再生特別措置法が改正により、民間まちづくりの支援や道路占用の特別措置などが進められているということ」「民間の資金やノウハウを活かして公共事業を推進するPFI手法の活用が広まってきているということ」「地権者から徴収した負担金を地域の活性化に充てるBID制度が大阪市で導入が予定されていること」などがあります。

本市においては、立命館大学や（仮称）JR総持寺駅及び周辺の整備などが、事業者等との協力によって整備が進んでおります。

また以前から、土地区画整理事業にあたって、申し出換地の活用や民間事業者の参画など、先進的な取組を進めてきました。

今後とも、このような新しい発想での取組を進め、民間による公共空間の整備・活用や施設整備・管理運営など、民間の能力を活かしたまちづくりを促進するために、既存制度の活用を進めると共に、新たな制度の構築などを検討いたします。

第3章の説明は以上です。

ご意見等賜りますよう、よろしくお願いいたします。